

議案第150号

## 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月9日（火）  
市民部 戸籍住民課

## 受付用端末機の廃止

受付用端末機（タブレット端末）は、コンビニ交付促進のための体験機として戸籍住民課執務室に導入、設置された。本市のマイナンバーカードの保有率は約80%、コンビニ交付率については令和6年度では印鑑登録証明書：41.77%、住民票：37.38%となっており、導入前と比較し約20ポイント増加している。

のことから、本端末機は当初の役割を一定果たしたものとし、これを廃止する。

なお、コンビニ交付促進については、利用案内を記載した窓口封筒やチラシの配布、LINE配信などによる周知を継続して行う。

また、本改正は大津市印鑑条例を改正するにあたり、手数料規定が不必要となるため行う。

**施行日** 令和8年1月1日 (大津市印鑑条例についても、併せて改正を行う。)